介護情報利活用ワーキンググループの設置について

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 厚生労働省データヘルス改革工程表(令和3年6月4日)

### ①利用者自身が介護情報を閲覧できる仕組みの整備

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
電子カルテ・介護情報等						
介護情報	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	CHASE等の解析結 ク(2021年度~) CHASE等による自立支 技術的・実務的な課題等 要となる情報の範囲や、 るための仕組みを検討	・ 等を踏まえ、利用者や介	護現場で必シスラ	ーム要件の 能 (2024年 システム	イードバック等 タル等で閲覧可

### ②介護事業所間等において介護情報を共有することを可能にするための取組

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
介護事業所間における介護情報の共 有並びに介護・医療間の情報共有を可 能にするための標準化		介護情報の共有や標準化に係る調査	含めた介護情報を閲	接システムの情報を 覧可能とするための基 「下室(デジタル庁)とと よる	左記を踏まえたシスシステム開発	テムの課題解決・

#### 〇調査研究事業

自身の介護情報を個人・介護事業所間で閲覧できる仕組みについての調査研究事業 (2021・2022年度老人保健増進等事業)

## 介護情報利活用に関するワーキンググループの設置趣旨

- データヘルス改革に関する工程表においては、利用者自身が介護情報を閲覧できる仕組みを整備する(2024年度以降に順次閲覧開始)とともに、介護事業所間等において介護情報を共有することを可能にするためのシステム開発を行う(2024年度~)こととされている。
- これまで、科学的介護情報システム(LIFE)を開発・運用し、利用者ごとの介護情報の収集に取り組むとともに、老人保健健康増進等事業「自身の介護情報を個人・介護事業所等で閲覧できる仕組みについての調査研究事業」を実施し、介護事業所や介護記録システムの主要ベンダへのヒアリング等を行ってきた。
- 一方で、改革工程表に記載された事項の検討を進める上では、以下の課題があり、関係団体や学識経験者を含めた幅広い関係者による議論を深める必要がある。

#### (主な課題)

- ①必要な情報の選定・標準化
- ▶ 利用者自身や介護事業者が共有することが適切かつ必要な情報を選定する必要がある。
- ▶ 介護事業所間で、情報を共有することが可能となるよう、記録方法等の標準化を進める必要がある。
- ②情報を閲覧・共有するための仕組みの整備
- ▶ 介護情報を利用者自身が閲覧、又は介護事業所間で共有するためには、顕名情報を収集し共有する仕組みを整備する必要がある。

- 健康・医療・介護情報利活用検討会の下、介護分野にて発生する情報の利活用に関する検討を行うためのワーキンググループを新たに設置する。
- 本ワーキンググループは2022年夏に開始し、データヘルス改革に関する工程表に従って検討を進め、健康・医療・介護情報利活用検討会及び関係審議会に定期的に報告等を行いつつ、2023年度までに結論を得る。